

福島県公立大学法人の会計監査人選定に係る公募型プロポーザル募集要領

1 目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規程に基づき、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）の会計監査人を選定するため、企画提案を募集するものです。

2 公募に付する事項

(1) 選定する会計監査人

ア 公立大学法人福島県立医科大学（福島県福島市光が丘1番地）の会計監査人

※ 附属施設の「会津医療センター（福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2）」を含む。

イ 公立大学法人会津大学（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地）の会計監査人

※ 「会津大学短期大学部（福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1-1）」を含む。

(2) 会計監査人の任期（法第38条）

選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表について、法第34条第1項の県知事承認時までとします。

なお、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和7事業年度から令和11事業年度についても再任する方針とします。

(3) 契約の上限額

提出された見積金額以内とします。

3 応募資格

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法（昭和23年法律第103号）その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

- (5) 令和3年度から令和5年度までに、公立大学法人又は国立大学法人の監査実績を有する者であること。

なお、公立大学法人福島県立医科大学の会計監査人の公募に参加する者は、附属病院を有する公立大学法人又は国立大学法人の監査実績を有する者であること。

4 提出書類等

(1) 主なスケジュール

項目	日程
公告	令和6年5月30日(木)
質問書の提出期限	令和6年6月6日(木) 17時
参加申込書の提出期限	令和6年6月13日(木) 17時
提案書の提出期限	令和6年7月10日(水) 17時
審査会	令和6年7月19日(金)
結果通知	令和6年7月24日(水)

(2) 要領等の配布方法

様式等については、福島県私学・法人課のホームページからダウンロードしてください。
私学・法人課窓口又は郵送での配布は行いません。

(3) 質問書(様式第1号)

- ア 提出期限 令和6年6月6日(木) 17時(必着)
- イ 提出方法 福島県私学・法人課に郵送、持参又は電子メール
- ウ その他 電子メール送信後は、電話で着信確認をしてください。
- エ 回答方法 公平性を保つため、広く周知させる必要のある回答については、後日、私学・法人課のホームページで公表します。

(4) 参加申込書(様式第2号)

- ア 提出期限 令和6年6月13日(木) 17時(必着)
- イ 提出方法 福島県私学・法人課に郵送、持参又は電子メール
- ウ その他 電子メール送信後は、電話で着信確認をしてください。

(5) 提案書の作成

- ア 別紙「提案書作成要領」に則して提案書を作成してください。
- イ 提案書の提出部数 6部(正本1部、副本5部)
- ウ 提出期限 令和6年7月10日(水) 17時(必着)
- エ 提出方法 福島県私学・法人課に郵送又は持参

※郵送の場合は、書留郵便にて提出期限必着のこと。

オ その他

- ・ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容としてください。

5 選定方法

(1) 選定方法

審査員は、審査会において参加者から対面にてヒアリングを行ったうえ、(2)審査基準に基づいて提案内容等を審査します。審査員による点数の合計点が最も高い者を会計監査人として選定します。(ヒアリングの開始時間等は別途通知します。)

(2) 審査基準

別表「福島県公立大学法人の会計監査人選定に係る審査基準」のとおり。

6 結果の通知

選定された事業者をホームページで公表すると共に、参加者全てに結果を通知します。

7 会計監査人の選任と契約

選定後、知事が会計監査人として選任した旨の通知を法人に対して行い、選任された事業者は、各法人と会計監査に係る契約を締結することとします。

8 失格事項

この要領に定める手続以外で、参加者が県に対して選定の働きかけを行った場合には、その者を失格とします。また、提出書類が、次のいずれかに該当した場合についても、同様とします。

- (1) 提出内容、提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。

9 その他

- (1) プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出される提案書の内容については、会計監査人の選定以外に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

10 問合せ先及び提出先

福島県私学・法人課（担当：加藤）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎3階）

電話：024-521-7092

E-mail：daigakuhoujin@pref.fukushima.lg.jp

（福島県私学・法人課）